

規 則

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十六号

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則

埼玉会館管理規則（昭和四十一年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）中「㊸」を削り、同様式の注1中「㊸入の上、#印した」を「㊸入した」に改める。

様式第一号（二）中「㊸」を削り、同様式の注1中「㊸入の上、#印した」を「㊸入した」に改める。

様式第六号中「㊸」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。